

お知らせ

長崎県（以下「起業者」という。）が皆様のご協力により施行しております「一般国道251号改築工事（出平有明バイパス・長崎県島原市長貫町地内から同市有明町大三東甲地内まで）」については、令和六年二月十五日付け九州地方整備局告示第十三号をもって、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、同法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

事業認定の告示があった土地

一般国道251号改築工事（出平有明バイパス）

収用の部分

長崎県島原市長貫町、寺中町、原口町及び有明町大三東甲地内

使用の部分

長崎県島原市長貫町、寺中町、原口町及び有明町大三東甲地内

（注）この土地を表示する図面は、島原市役所建設部道路課でご覧いただけます。

については、同法第二十六条第四項の規定により、令和六年二月十五日から次のような効力が発生しておりますのでお知らせします。

一 土地価格の固定について

前記の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

二 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

三 損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ長崎県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

四 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう、起業者に対し請求することができます。

五 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

六 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接長崎県収用委員会あてにすることができません。

七 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は島原振興局建設部用地課（所在地島原市内一丁目一二〇五）において下されば配布いたします。

八 その他不明な点については、島原振興局建設部道路第二課幹線道路第一班にご照会ください。

長崎県島原振興局建設部道路第二課

電話 ○九五七・六三・〇一一

長崎県